

川西市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

川西市議会議長 岡 留 美

川西市議会規程第 1 号

### 川西市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川西市議会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年川西市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第8条第8項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、同項第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第1号、様式第10号及び様式第16号中「健康保険被保険者証」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の川西市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の川西市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。